

○正しく告知されない場合のデメリット

正しく告知をいただけない場合は「告知義務違反」としてご加入（増額）を解除させていただき、保険金をお支払いしないことがあります。

○代理告知

- 「生活介護保険特約（親型）」の特約被保険者となる主契約の被保険者（本人）および配偶者の戸籍上の父母（養父母は除く）（以下、「特約被保険者となる方」という。）が遠方に居住されているなどで、特約被保険者となる方から書面で告知をいただくことが困難な場合、主契約の被保険者（本人）が特約被保険者となる方を代理して、告知事項をご記入いただくことができます。
- 記入にあたっては、特約被保険者となる方についてご存知の内容を記入するのではなく、必ず特約被保険者となる方に健康状態に関する質問事項と、「注意喚起情報」に記載の「告知に関する重要事項」をすべてご説明いただき、回答された内容をありのままにご記入ください。
- 告知について、特約被保険者となる方または特約被保険者を代理した主契約の被保険者（本人）の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違した場合、告知義務違反により契約が解除されることがあります。この場合、保険金をお支払いできません。

ご契約にあたっての重要事項

1.ご加入（増額）のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入（増額）のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

2.ご加入（増額）の責任開始期

- ご提出された加入申込書（告知書）に基づき、引受保険会社にご加入（増額）を承諾した場合、所定の「加入（増額）日」からご契約上の責任を負います。
- 生命保険会社職員・代理店等には保険へのご加入（増額）を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

3.保険金をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
※増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金が支払われません。

○免責事由

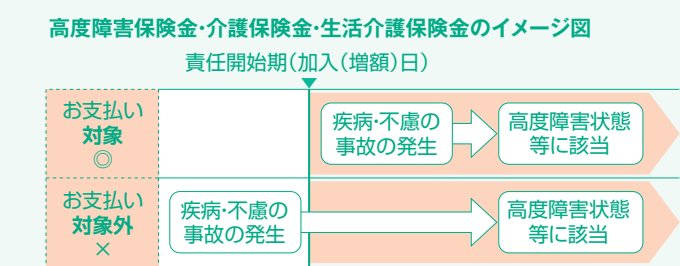
●団体定期保険【主契約】（死亡・高度障害保険金の場合） ●加入（増額）日から起算して1年以内における被保険者の自殺（死亡保険金） ●保険契約者、保険金受取人の故意（死亡・高度障害保険金） ●被保険者の故意（高度障害保険金） ●戦争その他の変乱（死亡・高度障害保険金）（注）
●団体定期保険【介護保障特約】（介護保険金の場合） ●団体生活介護保険（生活介護保険金の場合） ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ●被保険者の犯罪行為 ●被保険者の薬物依存 ●戦争その他の変乱（注）

（注）その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

○加入（増額）日前の疾病や不慮の事故

（高度障害保険金・介護保険金・生活介護保険金の場合）

高度障害状態・要介護状態・要生活介護状態の原因となる傷病等が加入（増額）日前に生じている場合
（原因となる傷病等が加入（増額）日前に生じていた場合は、その傷病等を告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。）



○告知義務違反

保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違していたことを原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し

保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合

○不法取得目的による無効

保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合

○重大事由解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

○保険契約の失効

保険契約者から保険料の払込みがなく、保険契約が効力を失った場合

4.脱退について

被保険者が退職その他の事由により加入資格を失われた場合には、保険契約から脱退となります。この保険には、脱退による返戻金はありません。

5.信用リスクについて

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。

6.生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
〔お問い合わせ先〕
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7.保険金の支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金のご請求は、団体（ご契約者）経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット等に記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- 生活介護保険特約（親型）の特約被保険者となる主契約の被保険者（本人）および配偶者の戸籍上の父母（養父母は除く）につきましても、上記に該当する場合は、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

8.生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

9.この保険に関するご照会先について

- 契約に関する諸手続、当書面に関するご照会
契約者連絡先:栃木県高等学校教職員組合
TEL 028-621-4855
- その他のご照会
引受保険会社:太陽生命保険株式会社 公法人部
・03-3272-6042
・受付時間 9時～17時（土・日・祝日、年末年始を除く）

2026年度

2026年2月1日～2027年1月31日

おかげさまで16周年！

たすけあい

TK共済



高教組『TK共済』へのご加入のお願い

高教組では、組合員の助け合いの制度である『TK共済』により、組合員の万が一の時に、「組合員」とその「ご家族」を支えます。

現在、教職員の病気休職者数は依然として高水準で推移するなど、私たちの心身の健康に対する不安は大きくなっています。児童生徒としっかり向き合うためには、私たち教職員が安心して教育に当たる条件整備として、福利厚生の実施は必要不可欠です。

そこで、高教組は独自の『TK共済』を用意し、「全員加入部分」と「任意加入部分」で構成した保障を用意しました。今回は、この「任意加入部分」についてご案内します。この保障は本人が万が一の時の「遺族年金」と「介護保障」により、本人とご家族の生活を支えます。

これらの保障を持続可能なものにするためには、趣旨をご理解のうえ、常勤・非常勤講師等の組合員の方も含め、みなさまのご協力により「たすけあいの輪」を広げ『TK共済』をより大きく育てることをお願いします。

執行委員長 鯉沼 正行



TK共済は栃高教組独自の組織共済です!!

基本コース

介護保障特約・年金払特約・子ども特約付団体定期保険
P3～P4 P7～P8 P11～P15

介護充実／親孝行コース

生活介護保険特約（親型）・年金払特約付団体生活介護保険
P5～P6 P9～P15

Web手続きサービス

Webシステム（おひさまねっと）により各種手続きができます!!

詳細は別紙または高教組HPをご覧ください。



※ご加入前にパンフレットに記載の「契約概要・注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

団体定期保険は、死亡等の保障を目的とする保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。団体生活介護保険は、所定の要生活介護状態に該当した場合の介護保障を目的とする保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。

栃木県高等学校教職員組合

〒320-0066 宇都宮市駒生1-1-6 教育会館4階
TEL 028-621-4855 FAX 028-627-3496

栃木県高等学校教職員組合って どんな団体…

栃木県の県立学校に勤務する教職員による
教職員のための団体です。

制度の特長

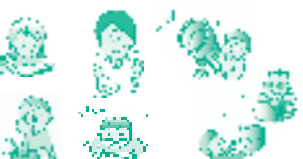
- 1 お手頃な掛金**・———基本コースの基本保障は無理のない負担で、残されたご家族の生活資金や教育資金を準備することができます。また、介護充実／親孝行コースでは介護保障を準備することができます。
- 2 保険金の年金受取**・———基本コースの基本保障は、死亡保険金を年金として受け取ることができ、残されたご家族の毎月の生活費・教育費等に充当することができます。また、介護充実コースも生活介護保険金を年金として受け取ることができ、毎月の介護費・生活費等に充当することができます。(両コースとも一時金で受け取ることもできます。)
- 3 介護保障の充実**・———基本コースの介護保障特約、介護充実／親孝行コースは、お手頃な掛金で介護保障を準備できます。介護充実／親孝行コースは、本人・配偶者だけではなくご両親も加入することができます。ご両親の介護に対する経済的負担を軽減できます。
- 4 手続きは簡単**・———医師の診査はなく告知扱いで加入申込手続きができます。
- 5 配当金**・———1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金がありますので、実質的な掛金負担が軽減されます。

みんなで支える安心の輪

1
助け合いだから


2
老いも若きも同じ掛金


3
高教組のみんなで助け合い


4
みんなで助け合いの輪を広げよう


え!ぼくが介護!?

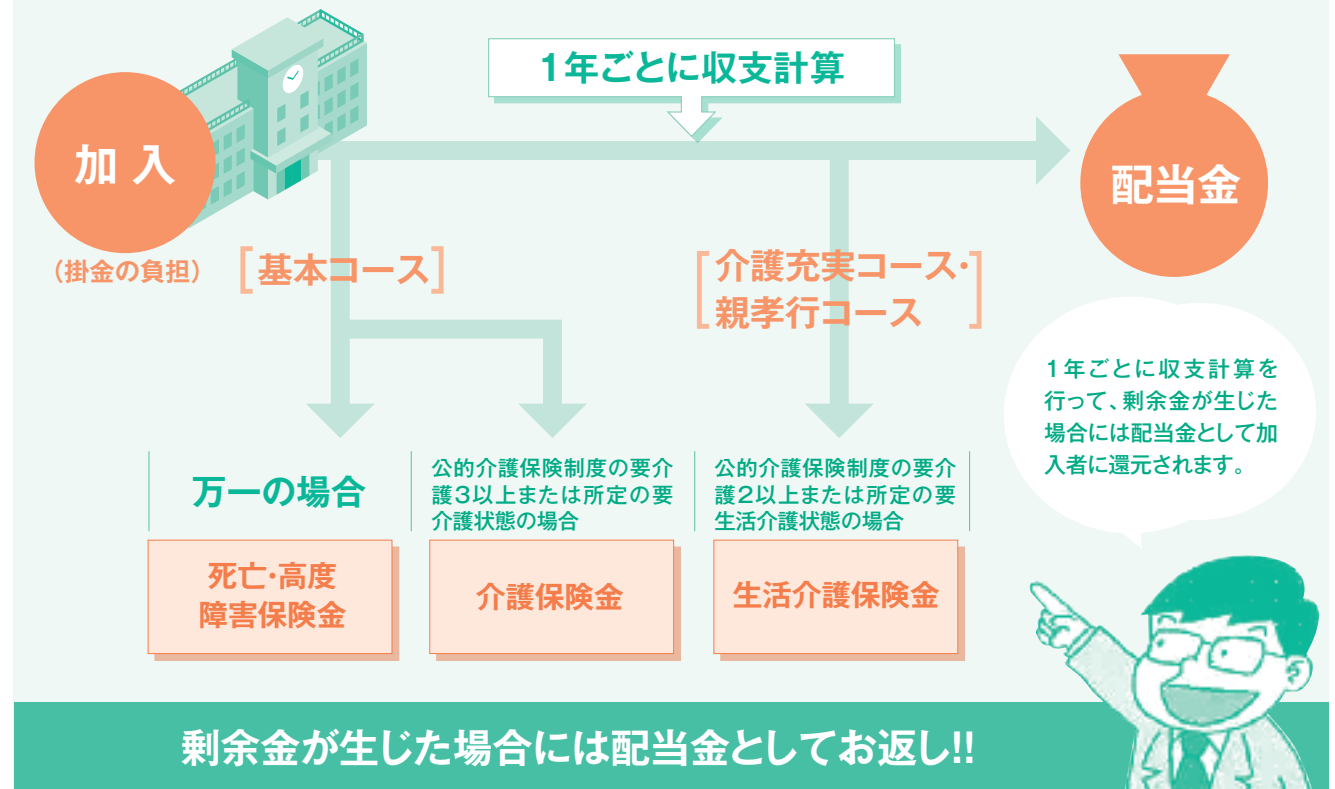
1
TK共済は介護保障もあるよ


2
え、ぼくまだ若いよ


3
若い人も介護になることもあるんだよ
え!


4
TK共済に入っていたら安心だね!


制度のしくみ



剰余金が生じた場合には配当金としてお返し!!

<基本コース配当実績>

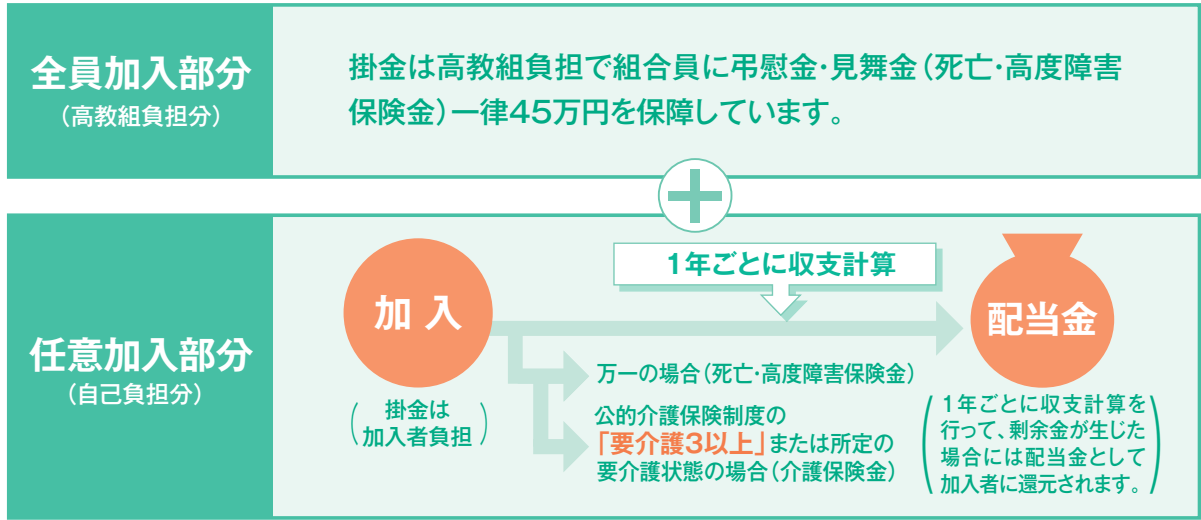
2024年度 (2024.2.1～2025.1.31)	2023年度 (2023.2.1～2024.1.31)	2022年度 (2022.2.1～2023.1.31)
約 60.1%	約 24.3%	0%

1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金として加入者に還元されます。
上記配当実績は、各年度ごとに負担いただいた保険料(＝掛金－制度運営費)に対する支払配当金の割合です。
なお、配当金はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
基本コースの配当実績には、介護保障特約部分の配当実績は含まれていません。

2024年度の給付概要(支払件数・金額)



制度のしくみ



◆こんな時、介護保険金を受け取れます。

- 公的介護保険制度の「要介護3以上」に認定された場合、または引受保険会社所定の要介護状態が180日続いた場合、介護保険金が支払われます。
引受保険会社所定の要介護状態とは以下のいずれかの状態をいいます。
(1) 右記の項目の1から5のうち1項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
(2) 右記の項目の1から5のうち3項目が一部介助の状態に該当したとき
(3) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

1 歩行

2 衣服の着脱

3 入浴

4 食物の摂取

5 排泄

※詳しくは、P11「給付の取扱」の「介護保障特約」およびP12「お支払いに関する留意事項」の「介護保障特約」をご確認ください。

基本コースの月払掛金(概算)

基本保障	加入コース			月払掛金(概算)		
	死亡・高度障害保険金(年金基金)					
	本人	配偶者	A	900万円	2,900円	
			B	600万円	2,000円	
			C	300万円	1,100円	
こどもコース			一時金受取300万円	2歳6ヵ月超22(2003.8.1生～ 2023.7.31生)	歳6ヵ月まで 2023.7.31生)	一律210円
介護保障特約 (介護保険金)		本人・ 配偶者	一律300万円		300円	

- 基本保障について

 - ★掛金は年齢・性別に関係なく一律です。
 - ★配偶者の保険金額は本人と同額またはそれ以下とします。
 - ★記載の本人・配偶者の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。(こどもの掛金は1人あたりの正規掛金です。)
 - ★本人・配偶者の掛金には制度運営費が含まれています。(保険料とは、掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)
 - ★配偶者・こどものみの加入はできませんので、本人と一緒にご加入ください。
 - ★死亡・高度障害保険金は、保険期間中に死亡された場合、あるいは加入(増額)日以後の病気やケガによって保険期間中に別表1の高度障害状態になられた場合にお支払いします。
 - ★こどもコースの死亡・高度障害保険金は一時金での受け取りとなります。(年金払いのお取扱いはできません。)
- 介護保障特約について

 - ★掛金は年齢・性別に関係なく一律です。
 - ★介護保険金額は加入している基本保障の死亡・高度障害保険金額にかかわらず、一律300万円になります。
 - ★記載の掛金(=保険料)は介護保障特約の概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。
 - ★介護保険金は、介護保障特約の加入日以後の病気やケガによって保険期間中に介護保険金の支払事由に該当された場合にお支払いします。
 - ★介護保険金は一時金での受け取りとなります。(年金払いのお取扱いはできません。)

【死亡・高度障害保険金の年金受取額例表】

加入コース(年金基金)			受取 期間			
			5年間		10年間	
			年金受取月額	年金受取総額	年金受取月額	年金受取総額
本人	配偶者	A (900万円)	約15.1万円	約908万円	約7.7万円	約931万円
		B (600万円)	約10.0万円	約605万円	約5.1万円	約621万円
		C (300万円)	約 5.0万円	約302万円	約2.5万円	約310万円
子どもコース			一時金のみのお受け取りとなります。			
介護保険金						

【死亡・高度障害保険金の年金受取例】

例：Aコース900万円(年金基金)、5年受取の給付例

保険金(年金基金) 900万円

受取総額 約908万円
受取年月額 約15.1万円

1年目 → 5年目
受取期間5年間

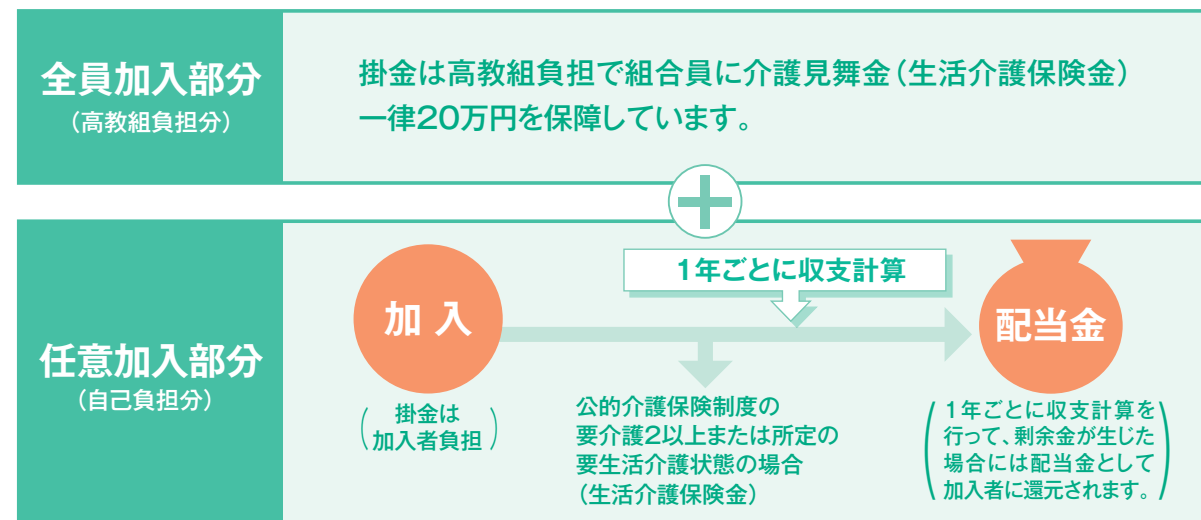
(注) 年金額は現時点では確定していません。しくみ図・死亡・高度障害保険金の年金受取額例表に記載の年金受取の月額および総額は、2025年8月1日現在の予定利率による試算額であり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金額は年金基金設定時(保険金等支払時)に決定します。

03

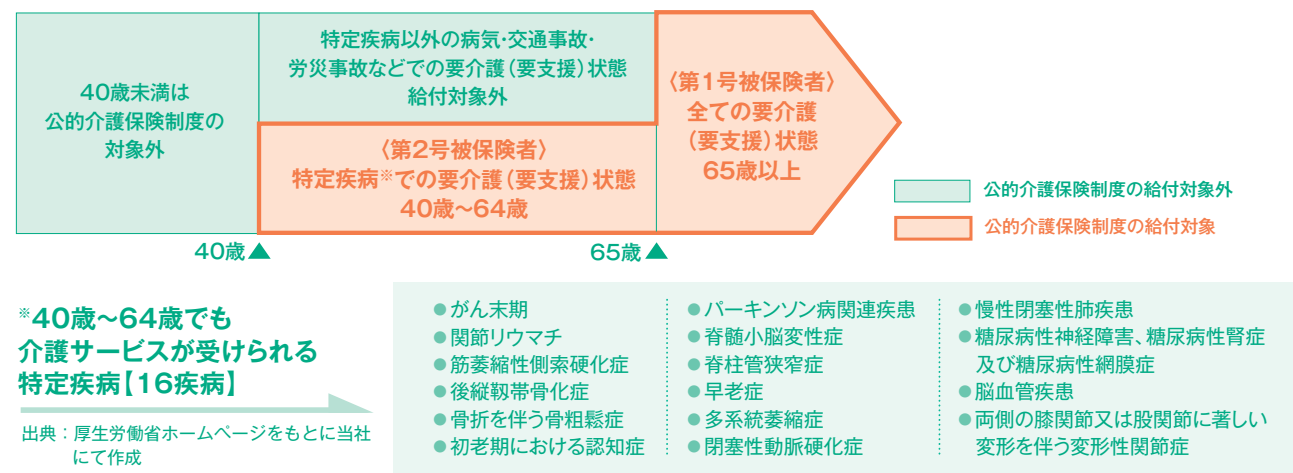
04

基本コース
介護充実／親孝行コース
ご加入に際して
給付の取扱
契約概要
注意喚起情報

制度のしくみ



公的介護保険制度の対象年齢・給付内容をご存知ですか？



◆こんな時、生活介護保険金を受け取れます。

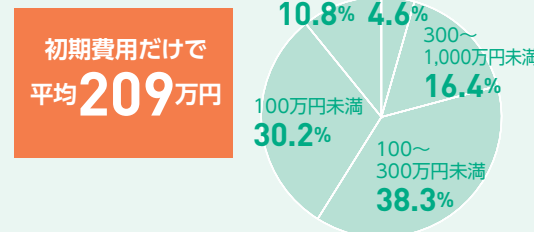
- 公的介護保険制度の「**要介護2以上**」に認定された場合、または引受保険会社所定の要生活介護状態が180日継続した場合、生活介護保険金が支払われます。
- 引受保険会社所定の要生活介護状態とは以下のいずれかの状態をいいます。
- (1) 右記の項目の1から5のうち**2項目**が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- (2) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき



要介護状態になった時、どれくらいの費用が必要だと思いますか？

要介護状態となった場合の公的介護保険の範囲外費用※1 に対して必要と考える初期費用

■初期費用※2



「介護充実コース」は本人・配偶者の介護保障を準備することができます。
「親孝行コース」は本人・配偶者の実父母の介護保障を準備することができます。
ぜひご家族みなさまでご加入ください。

注) 端数処理の関係で、内訳の合計が100%にならないことがあります。
※1 住宅改造や介護用品購入などの費用
※2 必要とえられる介護の費用については個人差があります。
出典：(公財)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(令和6年度)をもとに当社にて作成

介護充実コース(本人・配偶者)の月払掛金(概算)

	生活介護保険金 (年金基金)	月払掛金(概算)
本人・配偶者	一律 300万円	480円

【生活介護保険金の年金受取額例表】

	受取期間	上段：年金受取月額 下段：年金受取総額
本人・配偶者	5年間	約 5.0万円 約 302万円
	10年間	約 2.5万円 約 310万円

【生活介護保険金の年金受取例】

例：生活介護保険金300万円(年金基金)、5年受取の給付例



(注) 年金額は現時点では確定していません。しくみ図・生活介護保険金の年金受取額例表に記載の年金受取の月額および総額は、2025年8月1日現在の予定利率による試算額であり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
なお、年金額は年金基金設定時(保険金支払時)に決定します。

親孝行コース(親)の月払掛金(概算)

生活介護保険金		年齢 性別	40歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～70歳	71歳
			555.8.1生 561.2.1生	550.8.1生 555.7.31生	545.8.1生 550.7.31生	540.8.1生 545.7.31生	535.8.1生 540.7.31生	530.8.1生 535.7.31生	529.8.1生 530.7.31生
実 父 母	100 万円	女性	88円	98円	121円	168円	275円	517円	787円
		男性	99円	118円	155円	229円	377円	701円	1,048円
	50 万円	女性	44円	49円	61円	84円	138円	259円	394円
		男性	50円	59円	78円	115円	189円	351円	524円

72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳
\$28.8.1生 \$29.7.31生	\$27.8.1生 \$28.7.31生	\$26.8.1生 \$27.7.31生	\$25.8.1生 \$26.7.31生	\$24.8.1生 \$25.7.31生	\$23.8.1生 \$24.7.31生	\$22.8.1生 \$23.7.31生	\$21.8.1生 \$22.7.31生	\$20.8.1生 \$21.7.31生	\$19.8.1生 \$20.7.31生	\$18.8.1生 \$19.7.31生	\$17.8.1生 \$18.7.31生	\$16.8.1生 \$17.7.31生	\$15.8.1生 \$16.7.31生
911円	1,057円	1,232円	1,440円	1,674円	1,961円	2,314円	2,710円	3,156円	3,665円	4,239円	4,874円	5,552円	6,240円
1,195円	1,373円	1,576円	1,799円	2,054円	2,344円	2,682円	3,067円	3,494円	3,969円	4,487円	5,038円	5,603円	6,165円
456円	529円	616円	720円	837円	981円	1,157円	1,355円	1,578円	1,833円	2,120円	2,437円	2,776円	3,120円
598円	687円	788円	900円	1,027円	1,172円	1,341円	1,534円	1,747円	1,985円	2,244円	2,519円	2,802円	3,083円

- ★更新時の年齢により、掛金(＝保険料)は変わりますのでご確認ください。
- ★記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。
- ★本人の親が加入する場合は本人の加入が条件となります。また、配偶者の親が加入する場合には配偶者の加入が条件となります。
- ★親孝行コースの生活介護保険金は一時金での受け取りとなります。(年金払いのお取扱いはできません。)
- ★生活介護保険金は、親孝行コースの加入日以後の病気やケガによって保険期間中に生活介護保険金の支払事由に該当された場合にお支払いします。

- ★掛金は年齢・性別に関係なく一律です。
- ★記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。
- ★配偶者のみの加入はできませんので、本人と一緒にご加入ください。
- ★掛金には制度運営費が含まれています。(保険料とは、掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)
- ★生活介護保険金は、介護充実コースの加入日以後の病気やケガによって保険期間中に生活介護保険金の支払事由に該当された場合にお支払いします。

基本コース【ご加入に際して】



加入資格

- 栃木県高等学校教職員組合の組合員（常勤・非常勤講師等を含む）本人およびその配偶者と子ども（本人と同一戸籍または生計を一にする配偶者・子ども）で、加入（増額）申込日現在健康で正常に就業または生活をしている、更新日現在以下の年齢の方です。

更新日：2026年2月1日

基本保障（死亡・高度障害保障）

本人：17歳6ヵ月超60歳6ヵ月までの方
配偶者：18歳以上60歳6ヵ月までの方
子ども：2歳6ヵ月超22歳6ヵ月までの方

- 子どもコースに加入いただく場合には、加入資格のある子どもは全員加入させてください。ご夫婦ともに栃木県高等学校教職員組合の組合員の場合、子どもの重複加入はできません。
- 配偶者・子どものみの加入はできませんので、本人と一緒にご加入ください。
また、配偶者の保険金額は、本人と同額またはそれ以下とします。
＊家族間で「姓が異なる」場合など、引受保険会社が必要と認めた場合には、「住民票」や「健康保険証」等の提出が必要となることがあります。

介護保障特約（介護保障）

本人：17歳6ヵ月超60歳6ヵ月までの方で基本保障に加入している方
配偶者：18歳以上60歳6ヵ月までの方で基本保障に加入している方

- ＊子どもは加入できません。
- 介護保障特約への加入は任意にできます。介護保障特約のみの加入はできません。なお、基本保障を脱退された場合は介護保障特約も同時に脱退となります。
- 組合員としての加入資格を有する配偶者は組合員本人としてご加入ください。
（同一人が組合員本人、配偶者の2つの資格で重複加入はできません。）

継続加入の取扱

- 一旦加入されれば、加入資格を満たすかぎり以後の更新時にたとえ病気であっても、保険金額は前年度と同額またはそれ以下で更新日現在以下の年齢まで継続加入できます。ただし、組合員のときに加入された方で、管理職登用等により組合員でなくなった場合は、在職中であれば継続加入できます。（管理職等の方（配偶者・子どもを含む）の新規加入・増額はできません。）

更新日：2026年2月1日

基本保障（死亡・高度障害保障）

本人・配偶者：65歳6ヵ月までの方
こども：22歳6ヵ月までの方

介護保障特約（介護保障）

本人・配偶者：65歳6ヵ月までの方で基本保障に加入している方

掛金

- 基本保障の掛金は、保険料に制度運営費を加算しています。保険料（掛金－制度運営費）は、毎年更新時に加入状況に基づき、契約ごとに算出し変更します。（介護保障特約は、掛金＝保険料です。）
- 掛金は月払で、毎月の給与からの天引きとなります。初回は1月の給与からとなります。
- 退職後継続される方等、毎月の給与からの天引きができない方については、掛金は月払で、預金口座から毎月15日に翌月分掛金を自動振替します。（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。）振替できなかった場合は振替不能分を合わせて振替ます。2ヵ月連続して振替できなかった場合は、脱退の手続きをとらせていただきます。

保険期間

- 2026年2月1日（更新日）から2027年1月31日までの1年間で、以後1年ごとに更新します。**特にお申し出がない限り自動更新となります。**保険期間の中途（毎月1日）で加入される方は、中途加入日より2027年1月31日までで、以後1年ごとに更新します。（基本保障、介護保障特約の保険期間は同一です。）また、加入コースの変更は更新時のみ取扱います。
保険期間の途中で、介護保障特約のみ加入・脱退はできません。
加入資格を失い制度から脱退した場合には、脱退した月の月末までの保障となります。ただし、当月分の掛金を払込むことが必要です。

効力発生日

- ご加入（増額）申込み後、2026年2月1日より効力が発生します。
- 保険期間の中途（毎月1日）で加入される場合は、申込み後、中途加入日より効力が発生します。

受取人

- 死亡保険金：（本人・配偶者）…ご指定された方（こども）…原則本人（主たる被保険者）
- 高度障害保険金：被保険者
- 介護保険金：被保険者

【死亡保険金受取人の変更方法】

本人および配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であれば、お申し出により、被保険者の同意を得て、変更することができます。
更新時等の申込書にて変更される場合は、効力発生日よりの変更となります。効力発生日より前に変更される場合は、団体窓口にお申し出のうえ、「死亡保険金受取人変更通知書」で別途お手続きください。
※この保険では、遺言により死亡保険金の受取人を変更することはできません。

退職後継続の取扱

- 退職後も65歳6ヵ月まで継続して加入できます。
（介護保障特約も65歳6ヵ月まで継続して加入できます。）
なお、退職後継続の方（配偶者・子ども含む）は新規加入・増額はできません。また、退職後に介護保障特約に新規加入はできません。

配当金

- 基本保障と介護保障特約はそれぞれ、1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。

申込方法

- 各加入者（配偶者・子ども含む）による制度内容の確認後、Webシステム（おひさまねっと）を通じてお申込みください。
- お申込みにあたっては、ご本人様が新規加入、保険金額変更等をするご家族様（配偶者・子ども）の申込みをとりまとめて記入し、記入した内容をご家族様（配偶者・子ども）ご自身が必ずご確認ください。
- お申込みに際しては告知をしていただきます。（医師による診査はありません。）
お申込み時の健康状態によってはご加入（増額）できない場合もあります。

制度からの脱退

- 脱退をご希望の場合は、団体（栃木県高等学校教職員組合）窓口へお申し出ください。
- 被保険者（本人・配偶者・子ども）が加入資格を喪失された場合には、制度から脱退となります。ただし、更新日時時点で加入資格を有することもについては、つぎの場合を除き、その更新日を含む保険期間中は継続することができます。
 - ・本人が脱退されたときは、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡または高度障害状態になられたときは、保険金をお支払いし、配偶者・子どもも同時に脱退となります。
 - ・更新日の年齢が、本人・配偶者は65歳6ヵ月超、子どもは22歳6ヵ月超になったとき、更新日の前日をもって自動脱退となります。
- この保険には、脱退による返戻金はありません。

高教組からのお知らせ

当制度は組合員の方々に不測の事態（死亡・高度障害）が生じた場合に備え、高教組が掛金を負担し、組合員の方々が被保険者となる保険制度を併設しております。

【掛金の高教組負担分について】

- 加入対象者……………組合員（常勤・非常勤講師等を含む）
 - ・加入年齢…18歳～70歳
 - ・継続加入年齢…75歳まで
- 保険金……………一律45万円
- 保険金受取人……………死亡保険金受取人は、労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する被保険者の遺族とします。
高度障害保険金受取人は被保険者としてします。

介護充実／親孝行コース [ご加入に際して]

加入資格

- 栃木県高等学校教職員組合の組合員（常勤・非常勤講師等を含む）本人およびその配偶者と本人および配偶者の親（※）で、加入（増額）申込日現在健康で正常に就業または生活をしている、更新日現在以下の年齢の方です。

更新日：2026年2月1日

本人：17歳6ヵ月超60歳6ヵ月までの方
配偶者：18歳以上60歳6ヵ月までの方
親（※）：40歳以上85歳6ヵ月までの方

- 配偶者・親（※）のみの加入はできませんので、本人と一緒にご加入ください。配偶者の親が加入する場合には、配偶者の加入が条件となります。
 - 組合員としての加入資格を有する配偶者は組合員本人としてご加入ください。（同一人が組合員本人、配偶者の2つの資格で重複加入はできません。）
- * 家族間で「姓が異なる」場合など、引受保険会社が必要と認めた場合には、「住民票」や「健康保険証」等の提出が必要となる場合があります。
- ※ 親とは組合員本人および配偶者の実父母で、養父母は含みません。

継続加入の取扱

- 一旦加入されれば、加入資格を満たすかぎり以後の更新時にたとえ病気であっても、保険金額は前年度と同額またはそれ以下で更新日現在以下の年齢まで継続加入できます。ただし、組合員のときに加入された方で、管理職登用等により組合員でなくなった場合は、在職中であれば継続加入できます。（管理職等の方（配偶者・親を含む）の新規加入・増額はできません。）

更新日：2026年2月1日

本人・配偶者：65歳6ヵ月までの方
親：85歳6ヵ月までの方

掛金

- 介護充実コースの掛金は、保険料に制度運営費を加算しています。保険料（掛金＝制度運営費）は、毎年の更新時に加入状況に基づき、契約ごとに算出し変更します。（親孝行コースは、掛金＝保険料です。）
- 掛金は月払で、毎月の給与からの天引きとなります。初回は1月の給与からとなります。
- 退職後継続される方等、毎月の給与からの天引きができない方については、掛金は月払で、預金口座から毎月15日に翌月分掛金を自動振替します。（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。）振替できなかった場合は振替不能分を合わせて振替ます。2ヵ月連続して振替できなかった場合は、脱退の手続きをとらせていただきます。

保険期間

- 2026年2月1日（更新日）から2027年1月31日までの1年間で、以後1年ごとに更新します。**特にお申し出がない限り自動更新となります。**保険期間の中途（毎月1日）で加入される方は、中途加入日より2027年1月31日まで、以後1年ごとに更新します。（介護充実コース、親孝行コースの保険期間は同一です。）また、加入コースの変更は更新時のみ取扱います。
- 保険期間の途中で、親孝行コースのみ加入・脱退はできません。
- 加入資格を失い制度から脱退した場合には、脱退した月の月末までの保障となります。ただし、当月分の掛金を払込む必要があります。

効力発生日

- ご加入申込み後、2026年2月1日より効力が発生します。
- 保険期間の中途（毎月1日）で加入される場合は、申込み後、中途加入日より効力が発生します。

受取人

- 生活介護保険金・被保険者本人

退職後継続の取扱

- 退職後も65歳6ヵ月まで継続して加入できます。
- なお、退職後継続の方（配偶者・親を含む）は新規加入・増額はできません。

配当金

- 介護充実コース（主契約）と親孝行コース（特約）はそれぞれ、1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。

申込方法

- 各加入者（配偶者・親を含む）による制度内容の確認後、Webシステム（おひさまねっと）を通じてお申込みください。
- お申込みにあたっては、ご本人様が新規加入、保険金額変更等をするご家族様（配偶者・親）の申込みをとりまとめて記入し、記入した内容をご家族様（配偶者・親）ご自身が必ずご確認ください。
- お申込みに際しては告知をしていただきます。告知事項に該当する場合には加入できません。

制度からの脱退

- 脱退をご希望の場合は、団体（栃木県高等学校教職員組合）窓口へお申し出ください。
- 被保険者（本人・配偶者・親）が加入資格を喪失された場合には、制度から脱退となります。ただし、更新日時点で加入資格を有する親については、つぎの場合を除き、その更新日を含む保険期間中は継続することができます。
 - ・ 本人が当保険の支払いを受けたとき、または死亡・脱退されたときは、配偶者・親（配偶者の親を含む）も同時に脱退となります。
 - ・ 配偶者が当保険の支払いを受けたとき、または死亡・脱退されたときは、配偶者の親も同時に脱退となります。
 - ・ 更新日の年齢が、本人・配偶者は65歳6ヵ月超、親は85歳6ヵ月超になったとき、更新日の前日をもって自動脱退となります。
- この保険には、脱退による返戻金はありません。

高教組からのお知らせ

当制度は組合員の方々が公的介護保険制度の要介護2以上、または所定の要生活介護状態になった場合に備え、高教組が掛金を負担し、組合員の方々が被保険者となる保険制度を併設しております。

【掛金の高教組負担分について】

- 加入対象者……………組合員（常勤・非常勤講師等を含む）
 - ・ 加入年齢…18歳～70歳
 - ・ 継続加入年齢…75歳まで
- 保険金……………一律20万円
- 保険金受取人……………被保険者本人

T&Dクラブオフのご案内

「T&Dクラブオフ」は太陽生命と提携した株式会社リロクラブが提供する優待サービスです。みなさまの健康増進、オフタイムの充実にぜひお役立てください。

T&Dクラブオフ会員になられると、国内外のホテル・レジャー施設・レンタカーなどが会員様特別優待料金でご利用いただけます。

- ▶ 国内のホテル・旅館／約20,000軒
 - ▶ レジャーランド・テーマパーク／約1,000カ所
 - ▶ 生活支援サービス（暮らしに役立つメニューが充実）
- 各種電話無料相談
（法律・税務相談・マネー相談・年金・育児・食生活相談等）

2025年7月時点の情報です。

- 国内の宿泊施設や海外ホテル、レジャーランド等をあわせると、割引対象施設数は充実の200,000カ所以上。
- まずは、お手軽なスタンダード会員（会費無料）からスタート。よりお得なVIP会員（有料）へのスイッチングも可能！
- HP検索→[太陽生命 クラブオフ]→T&D クラブオフサイト→ログインせずにサイトを見る
(<https://www.club-off.com/td-taiyo/>)
詳しくは高教組本部へ、お問い合わせください。

TK共済脱退後は、個人保険への移行が可能です。

※ 個人保険への移行（無選択移行）

団体定期保険・団体生活介護保険に継続して2年を超えて被保険者であった方は、脱退日から1ヵ月以内であれば告知・医師の診査なしで引受保険会社の定めるところによって個人保険にご加入いただけます。（ご加入手続きの締切日は別途ご案内します。）

移行後の保険金額は、対象のご契約の脱退時保険金額を最高限度とします。また、直前の2年以内に付保額の増減がある場合にはこの間の最低保険金額を限度とします。なお、団体生活介護保険の生活介護保険特約（親型）についても同様に現在の加入保険金額を上限に移行できます。

※ 移行には所定の条件があります。詳しくは栃木県高等学校教職員組合までお問い合わせください。

保険金が支払われる場合 保険金をお支払いする事由はつぎのとおりです。

〈基本コース〉		
基本保障	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障害保険金	加入（増額）日以後の病気やケガによって、保険期間中に、別表1の高度障害状態になられた場合
介護保障特約	介護保険金	被保険者が、特約加入日以後の病気やケガによって、保険期間中につきのいずれかに該当された場合 ①引受保険会社所定の要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あることを医師により診断確定されたとき（別表2をご覧ください。） ②介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）にもとづく公的介護保険制度の「 要介護3以上 」（※）に該当していると認定されたとき ※（平成11年4月30日 厚生省令第58号第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態）
〈介護充実／親孝行コース〉		
団体生活介護保険	生活介護保険金	被保険者が加入日以後の病気やケガによって、保険期間中につきのいずれかに該当された場合 ①引受保険会社所定の要生活介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あることを医師により診断確定されたとき（別表2をご覧ください。） ②介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）にもとづく公的介護保険制度の「 要介護2以上 」（※）に該当していると認定されたとき ※（平成11年4月30日 厚生省令第58号第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態）

〔別表1〕対象となる高度障害状態（公的な身体障害者認定基準等とは異なります。）

①両眼の視力を全く永久に失ったもの	【高度障害状態に関する補足説明】 1.常に介護を要するもの 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 2.眼の障害（視力障害） (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。 3.言語またはしゃくの障害 (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。 4.上・下肢の障害 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの	
③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

〔別表2〕引受保険会社所定の要介護状態ならびに要生活介護状態

〈基本コース〉		
介護保障特約	介護保険金	「引受保険会社所定の要介護状態」とは、つぎの(1)から(3)までのいずれかに該当した場合をいいます。 (1) 右上表の項目の1から5のうち1項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の1項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき (2) 右上表の項目の1から5のうち 3項目 が一部介助の状態に該当したとき (3) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
〈介護充実／親孝行コース〉		
団体生活介護保険	生活介護保険金	「引受保険会社所定の要生活介護状態」とは、つぎのいずれかに該当した場合をいいます。 (1) 右上表の項目の1から5のうち 2項目 が全部介助または一部介助の状態に該当したとき (2) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

*器質性認知症、意識障害、見当識障害の詳細は約款に記載されています。

項目	状態
1.歩行 （立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか）	(1) 全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 (2) 一部介助：補装具等を使用しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立：補装具等を使用すれば自分で行える。 (4) 自立：自分で行える。
2.衣服の着脱 （眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。）	(1) 全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助：衣服を工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立：衣服を工夫すれば自分で行える。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立：自分で行える。
3.入浴 （浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。）	(1) 全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助：浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立：浴槽などを工夫すれば自分で行える。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立：自分で行える。
4.食物の摂取 （眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。）	(1) 全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 (2) 一部介助：食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 (3) ほぼ自立：食器・食物等を工夫すれば自分で行える。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立：自分で行える。
5.排泄 （排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。）	(1) 全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2) 一部介助：特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3) ほぼ自立：特別の器具を使用すれば自分で行える。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4) 自立：自分で行える。

法令等の改正に伴う変更 公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、基本コースの介護保障特約および介護充実／親孝行コースの生活介護保険金の支払事由を変更することがあります。

お支払いに関する留意事項

〈基本コース〉		
介護保障特約	介護保険金	①要介護状態になられて介護保険金が支払われても、死亡・高度障害の保障は継続することができます（介護保険金が支払われた場合、その被保険者の介護保障特約部分は消滅となります）。ただし、加入資格を有し基本保障部分の掛金を払込むことが必要となります。 ②介護保障特約の被保険者が引受保険会社所定の要介護状態に該当し、その日から起算してその要介護状態が継続して180日を経過するまでの間に、基本保障の高度障害保険金が支払われた場合、この特約のその被保険者に対する部分は消滅します。ただし、その要介護状態が継続して180日経過したときは、この特約の有効中の要介護状態とみなして、介護保険金を被保険者にお支払いします。 ③被保険者が介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、引受保険会社の承諾を得ることにより、その被保険者の代理人が介護保険金を請求することができます。
〈介護充実／親孝行コース〉		
団体生活介護保険	生活介護保険金	①要生活介護状態に該当し、その日から起算して180日以内に脱退（特約の場合は、消滅）した場合でも、180日を経過するまで保険期間中とみなして、生活介護保険金をお支払いします。 ②被保険者が生活介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、引受保険会社の承諾を得ることにより、その被保険者の代理人が生活介護保険金を請求することができます。

保険金のお支払制限 保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた後、保障が消滅する場合		
〈基本コース〉		
基本保障	死亡・高度障害保険金	支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。
介護保障特約	介護保険金	支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。死亡保険金または高度障害保険金が支払われ、その被保険者の基本保障が消滅した場合は、介護保障特約部分も消滅します。ただし、高度障害保険金について、「お支払いに関する留意事項」の介護保険金の②の場合を除きます。
〈介護充実／親孝行コース〉		
団体生活介護保険	生活介護保険金	支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。介護充実コースの生活介護保険金が支払われ、その被保険者の生活介護保障が消滅した場合は、その被保険者の親の生活介護保障部分も消滅します。

年金の取扱	死亡・高度障害保険金および介護充実コースの生活介護保険金を年金として受け取ることができます。また、年金での受け取りにかえて一時金での受け取りを選択することもできます。
	(1) 年金の種類 ①5年確定年金 ②10年確定年金
	(2) 年金の型 定額型
	(3) 年金払いの対象となる保険金等 死亡保険金・高度障害保険金および介護充実コースの生活介護保険金の全部または一部を年金として支払います。なお、年金としてお受け取りになる場合は、年金基金は300万円以上でお取扱いします。
	(4) 年金受取人 ①保険金の受取人です。・死亡保険金・指定された方・高度障害保険金・介護充実コースの生活介護保険金・被保険者本人
	②年金支払開始後の受取人の変更はできません。
	③年金支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に支払います。
	(5) 受取方法 年4回3ヵ月分をご指定の口座に送金します。また、将来の年金のお受け取りにかえて一括払の請求ができます。
	(6) 年金支払開始日 年金基金設定日の翌々月1日となります。
	(7) 変更の取扱 年金基金設定後、給付に関する変更は年金支払開始日前に限ります。
	※死亡・高度障害保険金(こどもコース)、基本コースの介護保険金、親孝行コースの生活介護保険金は一時金での受け取りとなります。(年金払いのお取り扱いはできません)

税務上の取扱	基本コースの主契約・こども特約の実質保険料(年間払込掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般の生命保険料控除の対象となります。なお、基本コースの介護保障特約の実質保険料(年間払込保険料から配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象となります。
	●介護充実／親孝行コースの実質保険料(年間払込掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象となります。(所得税法第76条、地方税法第34条第1項第5号・第314条の2第1項第5号)
	●本人の死亡保険金は、受取人が法定相続人である場合、500万円×法定相続人数まで非課税です。(相続税法第12条第1項第5号)
	●本人(主たる被保険者)が受け取る配偶者・こどもの死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。(所得税法第34条)
	●高度障害保険金、基本コースの介護保険金、介護充実／親孝行コースの生活介護保険金は非課税です。(所得税法施行令第30条第1号、所得税基本通達9-21)(2025年7月現在の税制)

引受保険会社	この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。
--------	---------------------------------------

〈個人情報に関するお知らせ〉

当保険の運営にあたっては、栃木県高等学校教職員組合(以下、組合)は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等){以下、個人情報}を取扱い、組合が保険契約を締結する生命保険会社へ提出いたします。
組合は、当保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。
生命保険会社は受領した個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用(注)いたします。
①各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務
また、組合に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続き組合および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
一死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについてー
指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

特に重要なお知らせ(重要事項説明)

団体定期保険・団体生活介護保険(契約概要)

この「団体定期保険・団体生活介護保険(契約概要)」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入(増額)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等につきましてはこのパンフレットの該当箇所を必ずご確認ください。

なお、保険契約の詳細な内容を示す「約款」はご契約者(団体)に配付されています。

1. 商品名称	団体定期保険		団体生活介護保険
2. 商品の特徴	企業・団体の従業員・所属員等の方について、団体定期保険は万一(死亡・高度障害)のとき、団体生活介護保険は所定の要生活介護状態になられたときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで加入資格を満たすかぎり継続してご加入いただけます。 ＊保険金額、付加された特約の内容は団体ごとの制度内容により異なります。詳細は、パンフレットの該当箇所をご参照ください。また、制度内容は将来の更新時等にご契約者(団体)により変更されることがあります。 ＊加入可能年齢・更新可能年齢などは、パンフレットにおけるご加入できる範囲をご確認ください。		
3. 保険料について	保険料は、毎年更新時に加入状況に基づき、契約ごとに算出し変更します。また、お支払方法、お支払経路等もご契約ごとに異なります。詳しくはパンフレットの該当箇所をご覧ください。		
4. 保険金がお支払われる場合	保険金をお支払いする主な事由はつぎのとおりです。 ●保険期間中に、死亡された場合 ●加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中に、所定の高度障害状態になられた場合		保険金をお支払いする主な事由はつぎのとおりです。 ●当社所定の要生活介護状態に該当し、その状態が180日継続したと医師により診断確定された場合 ●公的介護保険制度により、要介護2以上に該当していると認定された場合
5. 保険金のお支払制限について	保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた後、保障が消滅する場合 ●お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。 ●高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金がお支払された場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。		保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた後、保障が消滅する場合 ●お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。
6. 配当金について	この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いします。		
7. 脱退による返戻金	この保険には、脱退による返戻金はありません。		
8. 引受保険会社	この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。		

特に重要なお知らせ(重要事項説明)

団体定期保険・団体生活介護保険(注意喚起情報)

この「団体定期保険・団体生活介護保険(注意喚起情報)」は、ご加入(増額)のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご加入(増額)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項、その他詳細につきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずご確認ください。

また、生活介護保険特約(親型)の特約被保険者となる主契約の被保険者(本人)および配偶者の戸籍上の父母(養父母は除く)に、ご加入(増額)前に必ずご説明いただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

【ご意向に沿ったお申込内容をご確認ください】

ご加入(増額)時に配付された「契約概要」「当注意喚起情報」「パンフレット」をご覧ください、つぎの①から⑤がご意向に沿った内容となっているかをご確認のうえ、お申込みください。

①保障内容 (保険金をお支払いする場合、 保険金をお支払いできない場合など)
②保険金額
③保険料
④保険料払込方法
⑤保険期間

告知に関する重要事項

- 告知の重要性
現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。ご加入(増額)のお申込みにあたっては、告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- なお、介護保障特約に加入する場合も告知が必要です。
- 告知受領権等
告知される場合は、指定された書面をご提出ください。口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者が、お客様の告知に際し、傷病歴や健康状態について、事実を告知いただかないよう、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。
- 傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあること
傷病歴等がある方でも全てのご加入(増額)のお申込みをお断りするものではありませんので、ありのままを正確にもれなく告知ください。